

○ サービス管理責任者の実務経験

業務の範囲		業 務 内 容	実務経験年数				
			国家資格者※1	有資格者※2	それ以外の者		
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務	a 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	3年以上 (資格に基づく業務3年以上の者)		5年以上		
		b 児童相談所、更生相談所(身体障害者・知的障害者)、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者					
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者					
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者					
		e 特別支援学校の従業者					
		f 保険医療機関(病院・診療所)の従業者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 3) 国家資格等を有する者(※1) 4) aからeの相談支援業務に従事した期間が1年以上である者					
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
	(二) 直接支援業務	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所の療養病床の従業者				5年以上	8年以上
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者					
		c 保険医療機関(病院・診療所)、保険医療薬局、訪問看護事業所の従業者					
		d 特例子会社、重度障害者多数雇用(助成金受給)事業所の従業者					
		e 特別支援学校の従業者					
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					

※1 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理士。

※2 有資格者とは、社会福祉主事任用資格者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者、保育士保育又は国家戦略特別区域限定保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者。

○ 児童発達支援管理者の実務経験

業務の範囲		業務内容	実務経験年数		
			国家資格者 ※1	有資格者 ※2	それ以外の 者
身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	(1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	3年以上 うち老人福祉施設等(アンダーライン部分)を除く実務経験が3年以上		5年以上 うち老人福祉施設等(アンダーライン部分)を除く実務経験が3年以上
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体障害者・知的障害者)、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者			
		(3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、精神保健福祉センター、 <u>老人福祉施設</u> 、 <u>救護施設</u> 、 <u>更生施設</u> 、 <u>介護老人保健施設</u> 、 <u>介護医療院</u> 、 <u>地域包括支援センター</u> の従業者			
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者			
		(5) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の従業者			
		(6) 保険医療機関(病院・診療所)の従業者で、次のいずれかに該当する者 a) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) b) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 c) 保育士保育又は国家戦略特別区域限定保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者 d) (1)から(5)の相談支援業務に従事した期間が1年以上である者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
	ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務又は基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活訓練並びに訓練等に関する指導業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務	(1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設</u> 、 <u>介護老人保健施設</u> 、 <u>介護医療院</u> 、 <u>病院・診療所の療養病床</u> の従業者	(資格に基づく業務5年以上の者)	5年以上 うち老人福祉施設等(アンダーライン部分)を除く実務経験が3年以上	8年以上 うち老人福祉施設等(アンダーライン部分)を除く実務経験が3年以上
		(2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、 <u>老人居宅介護等事業</u> の従事者			
		(3) 保険医療機関(病院・診療所)、保険医療薬局、訪問看護事業所の従業者			
		(4) <u>特例子会社</u> 、 <u>重度障害者多数雇用(助成金受給)事業所</u> の従業者			
		(5) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の従業者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			

※1 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理士。

※2 有資格者とは、社会福祉主事任用資格者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者、保育士保育又は国家戦略特別区域限定保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者。